

【仮訳】

りに使用されている。これは各輸出国向けの製品に固有のコードとしては認められない。しかしながら、過去に認定されたその他の管理方法が、製品の適切な輸出先への出荷を保証するものとして用いられていた。

#### 重要度の高い不適合事例6

要件：企業は、製造工程全体を通じて適切な手段で製品（すなわち、原料ないし加工製品）を識別するための手順書を保持しなければならない。また、手順書には個々の製品の識別方法及び記録方法を明記しなければならない。その企業では、日本向けの20ヶ月齢以下の枝肉由来製品は赤字で印した白い箱に詰められることとなっている。

発見された事例：製品コードのレビューにより、日本向け製品専用赤と白の箱が使用されていたとしても、EVプログラムに用いられる製品コードが日本向け製品を識別するための固有のコードとなっていないことが示された。同じ製品コードが、20ヶ月齢以下の枝肉由来製品と20ヶ月齢を超え30ヶ月齢未満の枝肉由来製品に用いられている。しかしながら、過去に認定されたその他の管理方法が、製品の適切な輸出先への出荷を保証するものとして用いられていた。

以下に示すものは、監査で確認された重要度の低い不適合事例の例である。これら手順上の不適合事例は製品の許容性及び利用可能性に影響を与えるものではなかった。これらは施設が日本向け製品を生産する資格が与えられる前に解決されることとなっている。

#### 重要度の低い不適合事例1

要件：記録の管理については、最低限、遺失、破損あるいは改ざんを防ぐ方法により、記録が保管されなければならない。

発見された事例：品質マニュアルにこの要件が記述されていない。品質マニュアルには記述していないが記録はきちんと保持されていた。

#### 重要度の低い不適合事例2

要件：企業は、内部監査を計画された頻度で実施しなければならず、また、効果的に実施し維持しなければならない。企業の品質マニュアルでは内部監査は四半期ベースで実施されることが定められている。

発見された事例：企業は内部監査を1回実施していたが、その次の計画された四半期監査を実施していなかった。監査チェックリストも内部監

【仮訳】

査の有効性を確認するための手順に含まれていなかった。しかしながら、USDAの監査期間中に、すべてのプロセス管理が適切に実施されており、システムが十分に機能していると判定された。

#### 重要度の低い不適合事例3

要件：EVプログラムの追加要件では、QSA/EVプログラム製品が他のQSA/EVプログラム認定供給先から供給される場合、認定プログラムに企業の供給先リストを含むことを要求している。

発見された事例：企業の供給先リストでは、外部の供給先からいかなるEV製品も供給されないことが定められている。しかしながら、企業は、この変更を反映させるための品質マニュアルとEV輸出手順の更新を行っていなかった。しかし企業は、2005年10月以降外部供給先から枝肉の供給を受けていなかった。

#### 重要度の低い不適合事例4

要件：QSAプログラム手順は、最新の書類だけが使用されている状況を確保するため、QSAの書類に日付あるいは改正の番号を付すことを要求している。

発見された事例：品質マニュアルのレビューによりいくつかの添付書類に日付がなく、あるいは改正の番号が含まれていなかったことが判明した。また、複数ページにわたる書類にページ番号がなかった。

今回の監査の間には、施設では日本向けに出荷する製品を生産していなかったため、日本向けEVプログラムに特有で特異な作業のいくつかについては観察できなかった。これらの特定の作業とは、製品は20ヶ月齢以下の牛由来あるいは生理学的成熟度A40要件を満たしていることが判明している枝肉由来でなければならないとの要件に関連するものであった。

施設は、日本向けに出荷される製品の生産を特に行っておらず、また、日本向けに出荷される製品の要件は20ヶ月齢以下の牛由来でなければならないというものであるが、すべての施設では、定められた除去部位が効果的に除去されており、日本向けEVプログラムの特定製品要件を充足することができていた。

これら特定のプロセスには、すべての定められた除去部位の除去、適合製品と不適合製品の分別、製品の表示及びプログラムにおける作業の文書化が含ま

れている。

定められた除去部位の除去に関わる作業について文書化した手順が整備されていることを確保することに、特に注意が払われた。すべての監査と同様、AMSは施設のすべての場所で実際の生産手順の広範囲にわたるレビューを実施し、EVプログラムの要件への適合を目視により確認した。すべての事例において、施設は要件に従ってこれら作業を実施していた。AMSは施設が不適合製品を生産していた案件を発見することはなかった。

施設は、すべての未解決の手続き上の問題が対応されるまで、日本向けEVプログラムの承認を受けることはない。発見された事実のいくつかに対する改善措置は既に提出されてきているが、すべての事案に対するすべての改善措置は2006年5月までにAMSに提出されなければならない。

#### まとめ

日本向けEVプログラム及び他国向けEVプログラムの継続的なレビューを通じて、AMSのQSA/EVプログラムはUSDA部局間に効果的な連携をもたらすことを証明した。これらのQSA/EVシステムは、製品の品質と信頼性を保証するため、過去50年にわたって先進国及び開発途上国により用いられてきた、国際的に認められたプロセス管理及び監査の標準に基づいている。

結論としては、米国は、安全で高品質の牛肉を供給するため、日本の基準を充足することに高いプライオリティーをおいている。我々はこれらの基準を理解している。AMSのプロセス管理システムは、我々の世界中の貿易相手国により要求される高い基準をUSDAが充足することを可能とする調和したシステムである。

別添 I 日本向け輸出証明プログラムの監査のため、AMS主任監査官により  
使用された監査基準のリスト

- ・ 施設の認定されたQSA/EVプログラム
- ・ USDA品質システム評価(QSA)プログラム ARC1002手  
順(2005年3月4日付け)
- ・ 日本向けEVプログラムにおけるカナダ、メキシコあるいは第3清浄  
国から合法的に輸入された牛の扱いについて(2005年12月12  
日付け、1次改正版)
- ・ 日本向けEVプログラム-特定要件の明確化について(2005年1  
2月30日付け)
- ・ EVプログラム追加要件(2006年3月1日付け、2006年4月  
3日改正及び施行)
- ・ USDA輸出証明(EV)プログラム ARC1030J手順:日本  
向け特定牛肉製品要件(2005年12月12日付け、2次改正版)

## 別添Ⅱ 日本向けに製品を出荷した施設のリスト

施設番号	施設名及び所在地
1 683	PM Beef Holdings, in Windom, MN
2 21488	Brawley Beef, in Brawley, CA
3 27472	Premium Protein Products, Hastings, NE
4 86R	Cargill Meat Solutions, in Ft. Morgan, CO
5 86M	Cargill Meat Solutions, in Schuyler, NE
6 562M	Smithfield Beef Group, Packerland Packing Company, in Plainwell, MI
7 969	Swift Beef Company, in Greeley, CO
8 410	American Foods Group, in Green Bay, WI
9 1311	Moyer Packing Company, in Souderton, PA
10 245J	Tyson Fresh Meats, in Geneseo, IL
11 628	Swift Beef Company, in Hyrum, UT
12 969G	Swift Beef Company, Grand Island, NE
13 235	Washington Beef, LLC dba AB Foods, in Toppenish, WA
14 562	Smithfield Beef Group – Packerland Packing Company, in Green Bay, WI
15 267	Sunland Beef Company, in Tolleson, AZ
16 245E	Tyson Fresh Meats, in Amarillo, TX
17 208A	National Beef Packing Company, in Liberal, KS
18 262	National Beef Packing Company, LLC, in Dodge City, KS
19 19336	Nebraska Beef Ltd., in Omaha, NE
20 27	Creekstone Farms Premium Beef, in Arkansas City, KS
21 960/960A	Greater Omaha Packing Company, in Omaha, NE
22 245D	Tyson Fresh Meats, in Emporia, KS
23 6173	Masami Foods, in Klamath Falls, OR
24 86K	Cargill Meat Solutions Corporation, Dodge City, KS
25 783	Harris Ranch Beef Company, in Selma, CA

## 「食品に関するリスクコミュニケーション（米国産牛肉輸入問題 に関する意見交換会）」での主な意見等

### 1 開催場所、出席人数等

開催日	開催場所	出席人数（報道は外数）
4/11（火）	那覇	36名（報道：24名）
4/12（水）	札幌	149名（報道：33名）
4/13（木）	仙台	86名（報道：23名）
4/14（金）	大阪	156名（報道：18名）
4/17（月）	新潟	92名（報道：8名）
4/18（火）	名古屋	112名（報道：18名）
4/19（水）	広島	106名（報道：19名）
4/20（木）	福岡	143名（報道：15名）
4/21（金）	東京	246名（報道：64名）
4/24（月）	高松	96名（報道：23名）

### 2 質問、意見の概要

#### （1）米国の調査報告書・米国との協議について

- ・米国は特異的な事例と言うが、香港の例をみても米国の対応は杜撰。
- ・日本側が提示したルールがなぜ守られなかったのかしっかりと原因究明をすべき。
- ・国民の生命を守るという真摯な対応で米国側と協議を行ってほしい。
- ・6月に開催予定の日米首脳会談に向けて再開を考えているのか。
- ・米国からの圧力によって政治的に輸入再々開をすべきでない。

#### （2）今後の対応について

- ・米国側の改善措置の精査が第一であり、現時点では輸入再開には反対。
- ・全ての対日輸出業者の現地調査を早急を実施するとともに、輸出プログラム遵守の確認方法の徹底的な検証をしてほしい。
- ・米国に輸入牛肉のBSE検査を求めるべき（自主的に全頭BSE検査を実施すると表明している米国の業者から輸入すべき）。
- ・米国側に年齢がわかるシステムの構築を要求すべきではないか。
- ・日本での輸入検疫体制を強化すべき。
- ・輸入再開にはしっかりした事前の査察が必要。また、抜き打ち査察を日本側でできないか。
- ・米国における飼料規制の実態等をしっかり把握すべき。
- ・輸入停止後、通関できずに保管されている貨物への対応にも留意してほしい。

- ・ 米国産牛肉を食べる食べないは個々の消費者の選択に委ねればよい。
- ・ 今回の停止措置は残念だったが、これにより、米国の対策が強化されるのは良いこと。早期の再開を期待する。
- ・ 一刻も早く輸入を再開してもらいたい。国内産牛肉は非常に値段が高く、経営が大変。
- ・ 意見交換会や意見募集での意見について、どのように反映されるか説明してほしい。消費者の声が反映されているのか疑問。
- ・ 消費者等からの意見についてはきちんと反映してほしい。

### (3) 情報提供・表示等について

- ・ リスクコミュニケーションの開催場所を増やして多くの国民との意見交換が必要。また、参加していない国民への情報提供にも力を入れるべき。
- ・ 消費者が米国産牛肉かどうかを選択できるよう、加工食品や外食の原産地表示は法律的な表示義務とすべき。

### (4) その他

- ・ プリオン調査会の委員のうち、慎重派の6人が辞めて、今後、公平中立な議論ができるのか。
- ・ 評価の前提である輸出プログラムの遵守が破られたのだから、食品安全委員会は再評価を行うべき。
- ・ 今度、同じことが起こったら、政府の関係者は辞任すべき。
- ・ 米国産牛肉を輸入するより、国産牛肉の生産振興を考えるべきではないか。

平成18年5月23日  
厚生労働省  
農林水産省

「食品に関するリスクコミュニケーション（米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会）」の開催及び出席者の募集について

1 意見交換会の開催について

米国産牛肉の輸入については、1月20日から全ての輸入手続を停止しているところですが、先般、3月28日から29日に原因や対策に関する米国側の報告書について日米専門家会合を開催したところです。

これを受けて、米国側においては対日輸出認定施設のレビューを行い、今般、5月17日から19日にかけて日米専門家会合が開催され、その結果について米国側から聴取したところです。

つきましては、米国政府の説明の内容及び米国産牛肉の輸入手続再開の考え方について、消費者、事業者など関係者の方々との意見交換を行うための機会を設けることとしましたのでお知らせするとともに、出席者を募集いたします。

(1) 日時・場所・募集人数（予定）

	開催日	時 間	場 所（別紙参照）	募集人数
仙台会場	6月1日(木)	14:00～16:30	エル・パーク仙台	200名
那覇会場	6月2日(金)	14:00～16:30	メルパルク沖縄	150名
札幌会場	6月5日(月)	14:00～16:30	札幌サンプラザ	200名
名古屋会場	6月6日(火)	14:00～16:30	愛知県産業貿易館	200名
高松会場	6月7日(水)	14:00～16:30	かがわ国際会議場	200名
新潟会場	6月8日(木)	14:00～16:30	新潟県自治会館	200名
広島会場	6月9日(金)	14:00～16:30	広島YMCAホール	200名
福岡会場	6月12日(月)	14:00～16:30	アクロス福岡	200名
大阪会場	6月13日(火)	14:00～16:30	大阪リバーサイドホテル	300名
東京会場	6月14日(水)	14:00～16:30	全国社会福祉協議会・灘尾ホール	400名

(2) 主 催 厚生労働省 農林水産省

(3) 内 容 米国産牛肉輸入問題について



- (4) 出席者 募集による会場出席者  
 食品安全委員会  
 厚生労働省  
 農林水産省

2 意見交換会出席者の申込方法について

各会場ごとに募集します。

出席を希望する方は、応募様式（別添様式1）に必要事項を御記入の上、下記締切日の15時までにファックスにて下記あて先にお申し込みください。

会場名	開催	締切日	あて先	FAX番号
仙台会場	6/ 1	5/30(火)	厚生労働省食品全部企画情報課 (電話：03-3595-2326)	03-3503-7965
那覇会場	6/ 2	5/31(水)	内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課 (電話：098-866-0156)	098-866-0671
札幌会場	6/ 5	6/ 1(木)	農林水産省北海道農政事務所消費生活課 (電話：011-642-5474)	011-613-3795
名古屋会場	6/ 6	6/ 2(金)	厚生労働省食品全部企画情報課 (電話：03-3595-2326)	03-3503-7965
高松会場	6/ 7	6/ 5(月)	農林水産省中国四国農政局消費生活課 (電話：086-224-9428)	086-224-4530
新潟会場	6/ 8	6/ 6(火)	農林水産省北陸農政局消費生活課 (電話：076-232-4227)	076-261-9523
広島会場	6/ 9	6/ 7(水)	厚生労働省食品全部企画情報課 (電話：03-3595-2326)	03-3503-7965
福岡会場	6/12	6/ 8(木)	厚生労働省食品全部企画情報課 (電話：03-3595-2326)	03-3503-7965
大阪会場	6/13	6/ 9(金)	農林水産省近畿農政局消費生活課 (電話：075-414-9771)	075-417-2149
東京会場	6/14	6/12(月)	厚生労働省食品全部企画情報課 (電話：03-3595-2326)	03-3503-7965

【応募上の注意とお願い】

- ① 申込先は各会場ごとに別になっておりますので、お間違えのないように御注意ください。
- ② 応募多数の場合は先着順といたします。ただし、多くの関係者に幅広く御出席いただくため、同一と考えられる組織から多数の方の応募があった場合

には、勝手ながら当方において、人数を調整いたします。

- ③ ②の理由により、主婦、無職の方以外は、所属する消費者団体名、企業名、個人商店名、生産者団体名、行政組織名等を必ず御記入ください。

なお、出席の可否は開催日の前日までにファックス、電子メール、郵送又は電話にて御連絡します。

**【報道関係の皆様へ】**

報道関係の方は、会場の都合上報道関係者申込様式（別添様式2）に必要事項を御記入の上、上記募集期日までに、各会場の申込先へファックスにてお申し込みください。

**3 その他**

議事の概要については、厚生労働省及び農林水産省のホームページを通じて公表することを予定しております。

関連情報：リスクコミュニケーション（意見交換会）

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/riskcom/index.html>

農林水産省

[http://www.maff.go.jp/syoku\\_anzen/index6.htm](http://www.maff.go.jp/syoku_anzen/index6.htm)

問合せ先

厚生労働省食品安全部企画情報課

担当者：吉田、森田、大林

電 話：代表03-5253-1111（内線2493, 2452）  
直通03-3595-2326

F A X：03-3503-7965

農林水産省消費・安全局消費者情報官

担当者：富澤、古川、中田

電 話：代表03-3502-8111（内線3335, 3337）  
直通03-3502-8504

F A X：03-5512-2293